

(月桂樹を以つてカガリ火を圍んだもの)を染出したものはカガリ火をT・Dのローマ字を組合せたるものとし、日本労働總同盟の文字を抹消して當分の間使用する事組合旗を未だ作製せざる支部は正式に決定する迄、赤地に組合名並に支部名を横書に記したるものを使用する事。

四、會員證に關する件

會員證は從來のものを當分の間使用す、但日本労働總同盟の文字を抹消する事は勿論である。會員證に限らず、各種變更に伴ひ一切の文書、表示等注意し迅速に訂正する事。

更に第三回評議委員會は、會員徽章並に組合旗を左の如く決定した。

會員徽章

洋銀製



組合旗

1. 布地、鹽潮、紅色
2. 輪郭、會員章と同じ、上三尺、下四尺、中二尺二寸、切込上より七寸、横より七寸の又點まで斜に切込む。
3. 圖柄中央に國の略字の□を黒色にて表し、上肩に方三寸の大きさにマークを配置す。マークは黒、勞は銀鼠色、□の外法各一尺、巾縦三寸横二寸、右下縦一尺横二寸を白く抜き抜き會名支部名を記したる銘布を縫付く。
4. 旗竿、は黒塗槍付

一、機關紙の決定

從來選信労働新聞は本會準機關紙として、組合員には一部二錢宛にて配付し來つたが、五月一日發行の二十八號より正式に本會機關紙として發行する事とした。

尙其の發行所も七月一日より本會本部内に移轉した。

團體の影響

東京地方——全體的に獨立を承認し、些の動搖もなく却而て組合員大衆に好影響を與へ積極的行動が展開された。神奈川、茨城、名古屋地方又東京地方と同様である。

京都地方——も又前記地方同様で同地方労働組合運動の中心となつて活動を展開した。

大阪地方——本地方二支部は創立日尙淺く爲めに正確なる認識を欠き遂に總同盟大阪聯合會の繩張りの根性の犠牲となつた事は残念である。これに對して第三回評議委員會は積極的なる對策を講ずる事とした。

廣島地方——遠隔なる地方にあり乍ら敢然として、妥當なる評議委員會決定を承認し勇敢なる闘争を展開しつゝあり其の他凡ゆる情勢は擴大評議委員會決議の妥當性を事實を以て證明しつゝある。

第七回大會決議の執行

第七回大會に於て決議されたる諸案件は、直ちに全國同志の職場に於ける實踐に移され、其の實現の爲めに闘はれた。又本部執行部は大會決議案中の、職首労働強化並に待遇低下絶對反對の件に基き、大會直後之が反對闘争を開始し、政府の無算なる豫算削減の反對運動を行つた(詳細別項参照)其の他の案件に就いても機會ある毎に實現の爲めに闘つた。一方文書を以つて選信省に要求し、其の實現を期した。

選信省に嘆願書提出

選信省に交渉を要する事項に關する嘆願書提出は前記の如き豫算削減反對闘争や、政變等の爲めに遷延して居つたが十二月二十八日午前十時より、高地、森本、安川、齋藤、櫻井の各代表は猪熊大臣官房保健課長、高木現業調査係長と會見し、三上選信大臣に對する決議文並に別項のごとき嘆願書を提出し、逐條的に説明して、其の實現を要請したるに『各主管局課に諸君の越旨を通じ、改めて回答すべし』との回答を得て會見を終つた。

而して本年九月十日選信省に於て右要求に對する回答をなすべしとの通知に接し、當半日、石塚、高地、森本、屋宮、桑垣、山崎の七代表が選信省を訪問し、二時半より六時迄約三時間半に渡つて進藤保健課長、鈴木事務官、と會見し、大要左の如き回答を得た。